

令和四壬寅年諏訪大社御柱大祭実施に関するガイドラインにおける

上社御柱祭里曳き実施に係る別途付記事項

令和4年4月13日

諏訪大社上社御柱祭安全対策実行委員会

- 上社里曳きに於いては、曳き建てについて氏子による曳行を行う。
- 建御柱にクレーン車を使用することは地形上困難な場所が大半である。
- 里曳き日程変更により本宮4本の柱を1日目に曳行開始、前宮4本の柱を2日目に曳行開始、3日目に8本の建御柱と決定しているため、従前に比べ氏子の混雑密集を緩和できる。
- よって、里曳きに於いては氏子による曳行とする。
- ただし、長野県にまん延防止等重点措置が発令された場合は、実行委員会において人数制限等、曳行方法を協議する。

感染防止対策のなお一層の強化 下記「 」内を遵守してください。

- ・基本的な感染防止策は御柱祭実施ガイドラインを踏襲する
- ・ワクチン接種を推奨する
- ・マスク着用、手指消毒、毎日体温測定、健康調査票記入を必須とする
(各柱、各地区で参加者名簿と共に管理する)
- ・体調に少しでも異変がある場合は、参加をしない！
- ・家庭内、職場等周囲に体調不良者がいる場合、その発生後2週間以内は自主的に参加を取りやめる！
- ・山出しまでの各行事に於ける感染対策をさらに強化し絶対に感染者を出さない
- ・参加前に感染した方(同居家族含む)については、隔離期間を終了しており、かつ症状がない場合のみ参加可能とする。
- ・12歳以下の子供については、健康観察と親の同意のもと参加する
- ・里曳き参加後も健康観察を行い、異変を感じた時は直ちに医療機関に相談する

① 里曳き及び曳き付け

【注意点】

- ・各柱の曳行責任者は、周囲の柱の曳行責任者と事前に、曳き付け位置等について十分な協議を行い安全第一に努めること。
- ・特に、本宮三、本宮四の曳行責任者は本宮二の曳行責任者と事前、当日に協議を行い安全第一に努めること。
前宮一、前宮四の曳行責任者は事前、当日に協議を行い安全第一に努めること。
前宮二、前宮三の曳行責任者は事前、当日に協議を行い安全第一に努めること。

② 建御柱

【注意点】

- ・各柱の建て方責任者は、周囲の柱の建て方責任者と事前に、準備、曳き付け等の手順について十分な協議を行い安全第一に努めること。
- ・建て方責任者は、大総代、曳行責任者と共同して安全に建御柱ができるよう努めること。
- ・建て方責任者は配下の建て方関係者の安全第一に努めること。
- ・建て方責任者は、最後まで安全に乗れないと判断した乗り手について柱から降ろすこと。
- ・乗り手は当日までの健康管理に努め最善の状態での臨むこと。
- ・乗り手は安全帯を着用すること。
- ・安全帯のフックは2点掛けとし掛けた時点で、外れ、緩みがないか自身で確認すること。
- ・周囲の乗り手の安全を相互確認すること。

③ 茅野市宮川高部地区下馬沢川関係

茅野市より注意喚起有り

昨年9月茅野市土石流災害の復旧工事が完了していないことから茅野市及び長野県では以下の避難開始基準を設定している

諏訪建設事務所においても、同様の基準で県道16号岡谷茅野線の通行止めを実施する

- ・静香苑の雨量観測所データにおいて、10分間あたり5ミリ以上の雨量が、30分以上継続した場合
- ・静香苑の雨量観測所データにおいて、1時間あたり20ミリ以上を超える雨量があった場合

里曳きは5月初旬なのでゲリラ豪雨等の発生確率は低いと思われるが、5月3日～4日(本宮4

本)が直接関係する、前宮についても隣接地区内である事から同一の対応を実施する
各柱独自の判断を禁止し、最終判断は上社御柱祭安全対策実行委員会が行う
茅野市、諏訪市、諏訪建設事務所と連携して避難指示の可能性を見極める

1) 曳行中の避難開始発令

- ・直ちに曳行を中止し、役員・氏子は各柱責任者の指示により避難
- ・各御柱の停止位置は、障害にならない場所まで他柱の応援を得てでも移動する

2) 夜間の避難開始発令

- ・実行委員会にて各柱責任者に曳行中止指示
- ・各柱曳行関係者の現場確認は禁止する

3) 本宮4本の御柱お宿の検討

- ・発令時のお宿の場所を事前に定め、各柱からの応援を得てでも規定位置に進める
- ・御柱が災害発生の原因となることを避ける